

雇用情報にほんまつ

令和5年12月

管内人口(令和5年11月1日現在)

二本松市	51,452 人
本宮市	29,941 人
大玉村	8,749 人

ハローワーク二本松

〒964-0906

二本松市若宮二丁目162番地5

TEL0243-23-0343

雇用動向

令和5年10月内容

- ▶ 有効求人倍率は1.42倍で前月を0.07ポイント上回った。なお月間有効求職者数は1,344人で前月より1.8%減少し、月間有効求人数は1,910人で前月から3.3%増加した。
- ▶ 新規求人倍率は1.95倍で前月を0.07ポイント下回った。なお新規求職者数は344人で前月より0.6%増加し、新規求人数は671人で前月から2.9%減少した。

▶ 有効求人倍率	二本松	1.42 倍	(前月比 + 0.07ポイント)
	福島県	1.41 倍	(前月比 + 0.05ポイント)
	全国	1.30 倍	(前月比 + 0.01ポイント)
▶ 完全失業率	全国	2.5 %	(前月比 - 0.1ポイント)
▶ 新規求職者数	二本松	344 人	(前月比 + 2人)
▶ 新規求人数	二本松	671 人	(前月比 - 20人)
▶ 有効求職者数	二本松	1,344 人	(前月比 - 24人)
▶ 有効求人数	二本松	1,910 人	(前月比 + 61人)

図1 新規求職者数・新規求人数

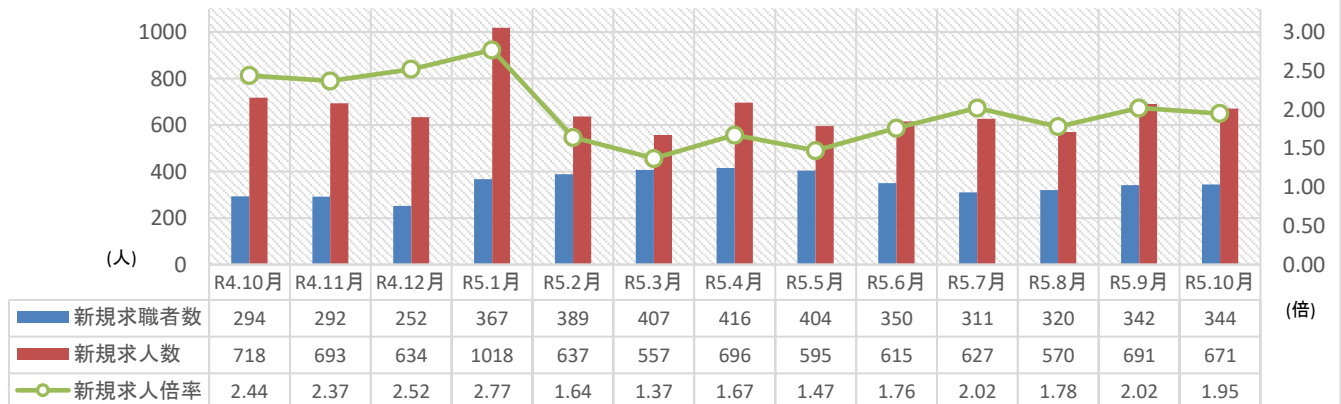
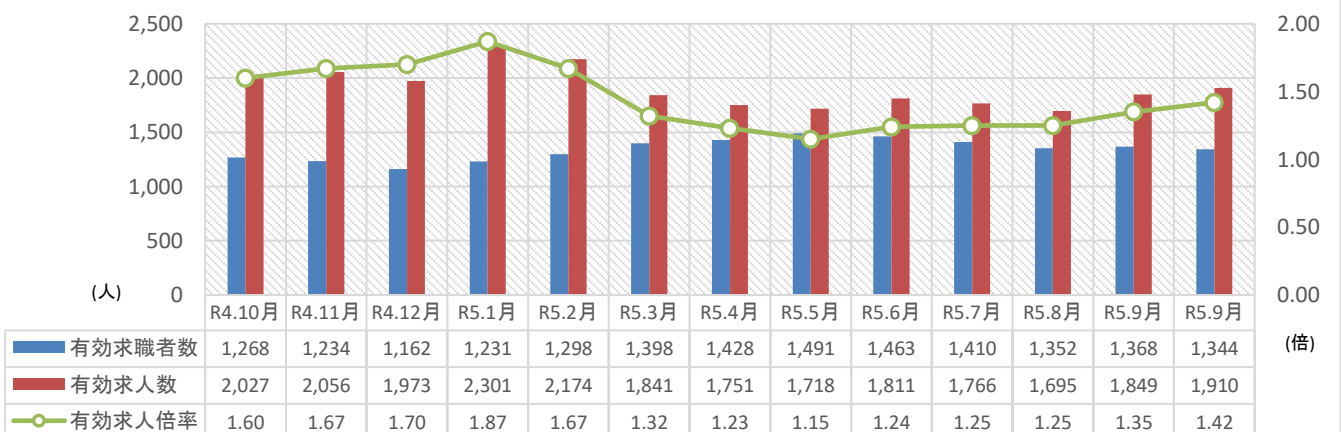


図2 有効求職者数・有効求人数



【表1】一般職業紹介状況

区分	項目	令和5年10月			前月		前年同月		
		計	男	女	うち常用	計	うち常用	計	うち常用
1	新規求人数	671	-	-	631	691	603	718	582
2	月間有効求人数	1,910	-	-	1,732	1,849	1,645	2,027	1,785
3	新規求職申込件数	344	171	173	341	342	340	294	292
	うち中高年	193	110	83	191	175	175	161	160
4	月間有効求職者数	1,344	674	670	1,337	1,368	1,361	1,268	1,262
	うち中高年	741	420	321	738	758	756	683	681
5	紹介件数	296	187	109	277	298	274	266	249
	うち中高年	153	100	53	140	150	135	127	117
6	就職件数	120	54	66	112	109	95	107	98
	うち中高年	62	30	32	58	62	52	42	38
7	充足数	102	-	-	89	87	76	101	92
8	新規求人倍率	1.95	-	-	1.85	2.02	1.77	2.44	1.99
9	有効求人倍率	1.42	-	-	1.30	1.35	1.21	1.60	1.41
10	就職率(%)	34.9	-	-	32.8	31.9	27.9	36.4	33.6
	うち中高年	32.1	-	-	30.4	35.4	29.7	26.1	23.8
11	充足率(%)	15.2	-	-	14.1	12.6	12.6	14.1	15.8

※学卒を除きパートを含みます。

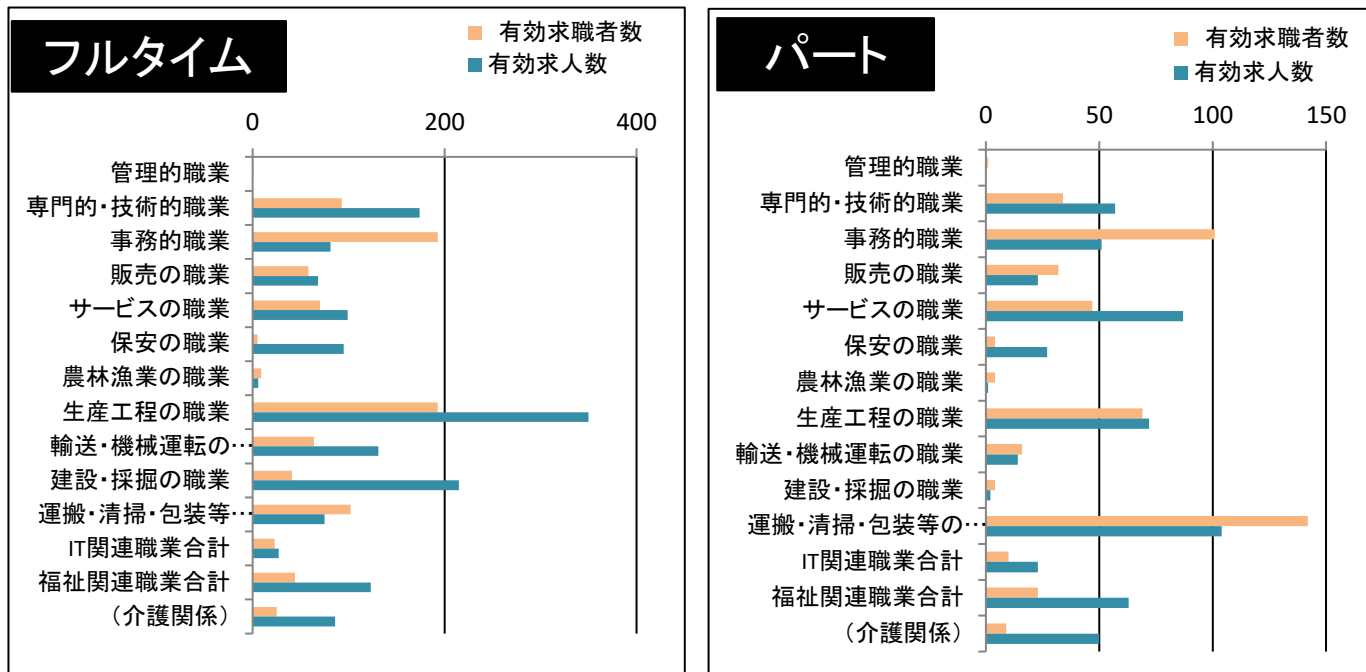
注)男女別を記載しないで求職登録が可能のため、男女計が一致しない場合があります。

【表2】職業別賃金情報・バランスシート

職業	新規求人 平均賃金 (千円)	新規求職 希望賃金 (千円)	有効求人数 (常用)		有効求職者数 (常用)		有効求人倍率 (常用)		
			フルタイム	パート	フルタイム	パート	フルタイム	パート	パート
職業計	221	201	1,294	438	861	476	1.30	1.50	0.92
A 管理的職業	0	0	0	0	1	1	0.00	0.00	0.00
B 専門的・技術的職業	235	197	174	57	93	34	1.82	1.87	1.68
C 事務的職業	207	189	81	51	193	101	0.45	0.42	0.50
D 販売の職業	249	177	68	23	58	32	1.01	1.17	0.72
E サービスの職業	199	198	99	87	70	47	1.59	1.41	1.85
F 保安の職業	179	300	95	27	5	4	13.56	19.00	6.75
G 農林漁業の職業	183	275	6	1	9	4	0.54	0.67	0.25
H 生産工程の職業	194	196	350	72	193	69	1.61	1.81	1.04
I 輸送・機械運転の職業	254	257	131	14	64	16	1.81	2.05	0.88
J 建設・採掘の職業	264	213	215	2	41	4	4.82	5.24	0.50
K 運搬・清掃・包装等の職業	212	197	75	104	102	142	0.73	0.74	0.73
IT関連職業合計	188	187	27	23	23	10	1.52	1.17	2.30
福祉関連職業合計	226	190	123	63	44	23	2.78	2.80	2.74
(介護関係)	216	174	86	50	25	9	4.00	3.44	5.56
分類不能の職業	0	178	0	0	32	22	0.00	0.00	0.00

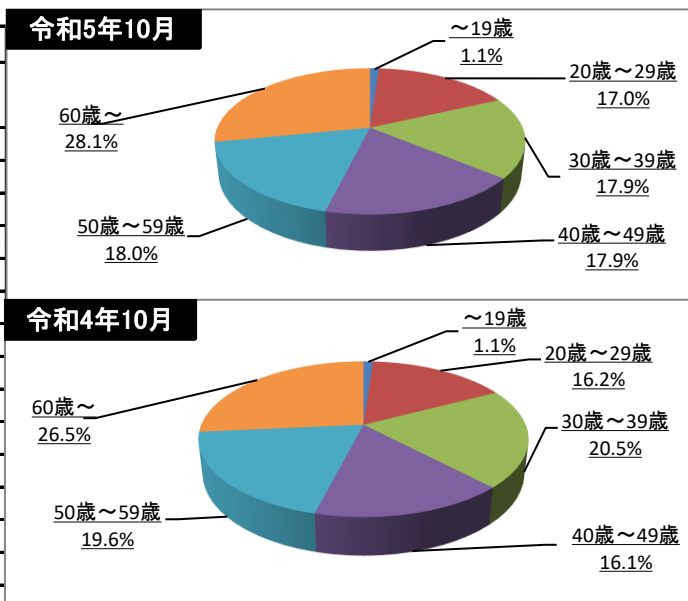
※臨時求人は含みません。このため、本月計と一致しないことがあります。

図3 職業別バランスシート



【表3】年代別有効求職者分布状況 ※パートを含む

年齢	有効常用求職者数		
	令和5年10月	前年同月	前年同月増減
合計	1,337	1,262	75
全体に対する割合	100%	100%	0.0
～19歳	15	14	1
	1.1%	1.1%	0.0
20歳～29歳	227	205	22
	17.0%	16.2%	0.8
30歳～39歳	239	259	▲20
	17.9%	20.5%	▲2.6
40歳～49歳	239	203	36
	17.9%	16.1%	1.8
50歳～59歳	241	247	▲6
	18.0%	19.6%	▲1.6
60歳～	376	334	42
	28.1%	26.5%	1.6



【表4】雇用保険取扱状況

項目	区分	令和5年10月	前月	前年同月	対前月比	対前年同月比
適用事業所数		1,540	1,541	1,561	▲0.1	▲1.3
被保険者数		26,281	26,359	26,053	▲0.3	0.9
資格取得者数		290	275	294	5.5	▲1.4
資格喪失者数		369	284	326	29.9	13.2
離職票交付枚数		185	167	196	10.8	▲5.6
受給資格決定件数		105	87	91	20.7	15.4
初回受給者数		77	53	44	45.3	75.0
受給者実人員		340	319	276	6.6	23.2
基本手当総支給額(千円)		43,140	39,147	33,754	10.2	27.8
特例一時金受給者数		1	0	0	-	-
再就職手当支給人員		19	40	12	▲52.5	58.3
教育訓練給付受給者		4	5	9	▲20.0	▲55.6

雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

電子申請のご利用をお勧めしています。

24時間
いつでも
申請可能!!

来所による届出・申請は、**16時まで**の提出にご協力ください。

★ 電子申請のご利用が、年々増えています！

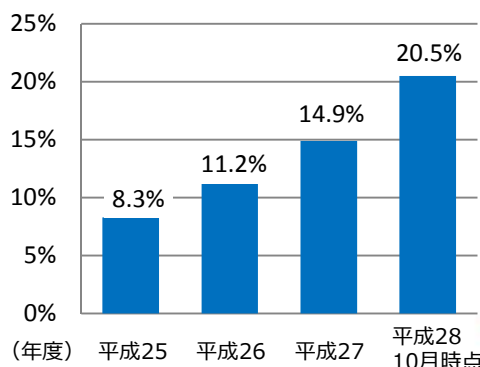
雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に、**電子申請**を利用する事業主の方が増えています。

来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

また、**来所による届出・申請**は記載内容の確認に時間がかかることもありますので、可能な限り**16時まで**に提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

※16時以降は、電子申請分や預かり・郵送分を集中的に処理するため、通常の窓口業務の体制を縮小することがあります。

資格取得届の電子申請利用率の推移



「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

◇ 電子申請なら、24時間、365日いつでも申請可能！

そのうえ、窓口での提出のような待ち時間がありません。（ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届（離職票あり）」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。）

◇ 個人情報の持ち運びが不要！ 個人情報保護の観点から安全性が高まります。

◇ ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかからないため、**時間とコストをかけずに申請できます！**

電子申請は



イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問合せください。

電話番号：050-3786-2225 / F A X：050-3786-2226

e-Gov お問合せフォーム：<https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>

<参考マニュアル> ・オンライン申請ガイドブック <http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>
・雇用保険手続マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>
・e-Gov 電子申請講習会資料 <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>

※電子申請を行うには「電子署名」が必要となりますが、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用が可能です。